

令和7年度 第5回「ケアマネ勉強会」を開催しました。

2月20日(金)名古屋市高齢者虐待相談センター 橋本 真希 様、北区役所福祉課・課長補佐 高田 様を講師にお招きし、『高齢者虐待の理解と対応について』をテーマに勉強会を開催しました。本研修では、虐待の基礎知識から通報義務、対応の流れ、支援者の役割まで実践的な内容を学びました。当日は50名のケアマネジャーの方々にご参加いただきました。

1. 高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を以下の5類型に分類しています。

- 身体的虐待
- 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

高齢者本人や虐待している人の自覚は問わない事を改めて学びました。

2. 支援者に求められる視点

研修では特に「気づきの視点」の重要性が強調されました。

- 不自然な外傷や説明の不一致
- 急な体重の減少、衰弱、不自然な体重の増減
- 本人の怯えや表情の変化
- 一気に食べたり飲んだりする状況がある
- 衣食住にお金がかけれられない
- 介護者の疲弊や怒りの表出
- 本人に合わせようとしらない
- 介護方法への強いこだわりがある
- 必要と思われる受診や介護サービスが受けられない
- 自宅から本人の悲鳴や家族の怒鳴り声が聞こえる
- 本人が長時間外にいる、道路に座り込む、徘徊している姿がしばしば見られる

3. 通報、相談のポイント

- ① 速やかな相談・通報を心がける
- ② 『虐待』だから通報しよう。ではなく、相談しよう
- ③ 事実確認と記録の徹底

今回の研修を通じて感じたのは、「虐待は早期発見・早期対応がすべて」ということです。虐待は“確信”ではなく、“違和感”から始まると言われます。支援者がその小さなサインを見逃さないことが早期対応につながります。そして、支援者が一人で抱え込まない体制づくりが不可欠です。

今後も、地域のケアマネジャーが安心して相談できる環境づくりを進め、高齢者の尊厳を守る支援を実践していきたいと思っております。

